

令和4年12月定例会 産業労働企業委員会の概要

日時 令和4年12月16日(金) 開会 午前10時 1分
閉会 午前11時43分

場所 第5委員会室

出席委員 岡田静佳委員長
宮崎吾一副委員長
石川誠司委員、荒木裕介委員、横川雅也委員、齊藤正明委員、
平松大佑委員、石川忠義委員、権守幸男委員、山根史子委員、秋山もえ委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部関係]
板東博之産業労働部長、山野隆子産業労働部雇用労働局長
野尻一敏産業労働部副部長、竹内康樹産業労働政策課長、
小貝喜海雄商業・サービス産業支援課長、神野真邦産業支援課長、
荏原美恵先端産業課長、秋山純企業立地課長、村井秀成次世代産業幹、
高橋利維経済対策幹、横内治金融課長、島田守観光課長、
田口修雇用労働課長、安部里佳人材活躍支援課長、
佐々木亨多様な働き方推進課長、植竹眞生産業人材育成課長

新里英男労働委員会事務局長、
伊島順子労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

[企業局関係]
北島通次公営企業管理者、金子勉企業局長、
吉田薫総務課長、飯野由希子財務課長、大澤建孔地域整備課長、
加藤政寿水道企画課長、鈴木喜弘水道管理課長、野口清隆主席工事検査員

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第138号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算(第5号)のうち産業労働部関係	原案可決
第142号	令和4年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
第143号	令和4年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)	原案可決
第144号	令和4年度埼玉県地域整備事業会計補正予算(第1号)	原案可決
第171号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算(第6号)のうち産業労働部関係	原案可決

2 請願

請願番号	件名	結果
議請第6号	家族専従者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める請願	不採択

【付託議案に対する質疑（産業労働部関係）】

石川（誠）委員

- 1 「企業の価格転嫁に向けた環境整備」について、価格転嫁に課題がある業種の理由は何か。
- 2 パートナーシップ構築宣言の概要と、全国と埼玉県の登録状況を伺う。
- 3 主要な原材料価格の推移を分かりやすく表示できるツールは、どのような経緯で作ることとなったのか。

経済対策幹

- 1 国の公正取引委員会によると、「道路貨物運送業」、「金属製品製造業」、「生産用機械器具製造業」及び「輸送用機械器具製造業」の4業種については、関係省庁からの情報や事業者からの相談情報を基に価格転嫁に課題のある業種として今年5月に重点的な立入調査の対象としたところである。また、本年11月10日に開催した「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」において出席議員から、「建設」、「機械製造・卸」、「運輸」の3業種については、価格転嫁に特に課題があるという御発言を頂いた。こうした業種について価格転嫁に課題があると認識している。その理由は、急速な原材料価格の高騰に価格転嫁のスピードが追い付かない、人件費については価格転嫁が困難といったことを戦略会議やその部会の中で御意見を頂いている。
- 2 パートナーシップ構築宣言は、取引先と共存共栄関係を築くために企業規模にかかわらず企業が発注者の立場で自社の取引方針を宣言する取組である。新たな共存共栄関係の構築を企業の代表者名で宣言し、取引先とのパートナーシップ強化を図り、利益もコストもサプライチェーン全体で適正にシェアすることで成長と分配の好循環を目指す取組である。12月14日現在において全国で約17,300社、本県では約690社が登録している状況である。
- 3 企業は価格交渉を行う際に、発注側企業から様々な根拠資料を求められ、それが負担になっているとの声を頂いている。また、今年度の経済団体との意見交換の中で、主要資材の価格推移が視覚的に分かる資料を行政が用意してもらえれば、具体的な価格交渉がしやすくなるとの意見も頂いており、今回議案として提出したところである。

石川（誠）委員

- 1 パートナーシップ構築宣言について、本県では約690社が登録しているとのことだが、登録することのメリットは何か。
- 2 主要な原材料価格の推移を分かりやすく表示できるツールについて、企業がどのように活用することを想定しているのか。

経済対策幹

- 1 国では「ものづくり補助金」や「省エネ補助金」等で登録している企業に対して加点措置を認めている。また、県の制度融資で優遇措置を受けられるようにした。さらに、企業が宣言を行うことにより、国のポータルサイトに企業名が公表されるほか、宣言企業はロゴマークが使えることになるため、ホワイト企業であることを対外的にアピールすることができるようになる。また、SDGsの達成につながることもある。

- 2 価格交渉に関係が深いと思われる原材料を選択できるよう、ツールを作成したいと思っている。そのツールを使うことで、価格がどのように推移しているかをグラフ等で分かりやすく表示できるような資料を提供したいと考えている。企業がその資料を使うことで、具体的な根拠を持って価格交渉の相手方と交渉できるようになることを想定している。

平松委員

- 1 「企業の価格転嫁に向けた環境整備」について、価格転嫁に向けて効率的に気運醸成するという意味では、価格転嫁が特に進んでない業種に対して強くアプローチしていくことが大切であるが、その点はどのように考えているのか。
- 2 上場企業など発注側となる企業に多く登録してもらえれば状況も大きく変わると思うが、登録状況はどうか。
- 3 パートナーシップ構築宣言の登録社数の目標設定は行っているのか。
- 4 企業向け研修会のウェブでの配信は、当日の配信だけか、後日ホームページ等でも視聴できるのか。
- 5 広報の実施について、周知する効果の高い媒体に掲載していくとのことだが、どのような媒体に掲載する予定なのか。
- 6 「県内中小企業等の資金繰りへの支援」について、借換え需要の増加に対応するためとのことであるが、現状借換えをするのに苦労したとの声も聞く。金融機関や保証協会に柔軟な対応を依頼しているとのことだが、実際の対応は違う状況もあるようである。どのように状況を把握し、どのように改善していくのか。
- 7 伴走支援型経営改善資金も重要だが、ゼロゼロ融資のようなものを新たにまた作ることや返済猶予期間を大幅に延長するなどの対応も考えられたと思うが、どのような検討をしたのか。

経済対策幹

- 1 価格転嫁は全ての業種・業界に関係するため、働き掛けは広く全般に実施していこうと考えているが、先ほど答弁した価格転嫁に課題がある業種については、特に重点的にアプローチできるよう取り組んでいきたい。
- 2 県内に本社がある上場企業63社のうち、現時点で登録しているのは10社である。
- 3 現在の登録社数から1,000社増とすることを目標に、取り組んでいく。
- 4 当日の様子を動画で撮影し、見やすく編集・加工した上で、後日、動画で視聴ができるよう対応していきたい。
- 5 経済系の新聞やビジネス雑誌への掲載を予定している。これまでも県のSNSや彩の国だより、経済団体のチラシ等でも取組についての広報をお願いしているが、今回、改めて新聞、雑誌等へ掲載を予定している。

金融課長

- 6 中小企業を取り巻く経営環境は刻々と変化していることから、金融機関や信用保証協会との意見交換会を実施し、借換えや条件変更の対応状況などの情報を逐次収集しているところである。また、県内の商工団体や事業者を直接訪問して生の声を聞き取る金融ニーズ調査も行っている。さらに、本年11月末には、より情報を把握して更なる柔軟な対応を依頼すべく県内主要金融機関を直接訪問したところである。また、金融円滑化の要請に際しては、その実現性を高めるため、銀行協会や主要金融機関などに対し、単

に要請文を送付するだけでなく、直接赴き要請の趣旨等も説明することで、理解を深めていただけるように取り組んでいる。また、本年11月末には知事から経済産業副大臣へ、12月には金融担当大臣に対し、いわゆるゼロゼロ融資の返済本格化を踏まえ、返済猶予等の条件変更や既存融資の借換えなどについて、政府として方針を明確に示すとともに、事業者からの資金繰りの相談に柔軟に応じるよう金融機関に引き続き要請することについての要望を行っている。引き続き、金融機関や保証協会とは、中小企業の置かれている状況等を確認しながら、金融円滑化の要請に応えていただくよう、しっかりと意思疎通を図っていく。

- 7 ポストコロナに向けては、現下の厳しい経済情勢の中で当面の資金繰りをキープしつつ、経済の回復とともに自走することのできる力をつけることが重要と考えている。ゼロゼロ融資は、新型コロナウイルス感染症という未曾有の危機に対し、当面の資金需要を満たすために、コロナ発生当初の令和2年5月に緊急避難的に国において措置されたものである。本年9月には、国は足元の資金需要が一巡したことから今後の施策の軸足を返済負担の軽減に移し、政府系金融機関のゼロゼロ融資を終了するとともに、第2次補正予算では伴走支援型特別保証制度の充実がなされる方向で検討が進んでいると聞いている。この伴走支援型特別保証制度を活用した伴走支援型経営改善資金は、単に資金繰りを支援するだけでなく、同時に金融機関の伴走支援により中小企業の経営改善を図ろうという融資制度である。実際、借換えによる利用が増えてきており、中小企業のニーズも高くなっている。また、県でも検討に当たり、主要金融機関と話をしたところ、ゼロゼロ融資の無利子期間終了に伴う中小企業の支援策で有効なのは、伴走支援型経営改善資金による借換えではないかとの意見を多くの機関から頂いたところである。このような点を踏まえ、伴走支援型経営改善資金による借換への対応が適当であると考え、今回融資枠の拡大を補正予算として提案させていただいたものである。

平松委員

- 1 パートナーシップ構築宣言について、県内の上場企業63社のうち10社が登録済みということであったが、影響も大きいので、残り53社についても是非強くアプローチをしていただきたい。(意見)
- 2 パートナーシップ構築宣言に関する登録企業数の目標はいつまでに達成するのか。
- 3 インターネット広告も有効だと思うが、検討する考えはあるか。

経済対策幹

- 2 今年度3月末までに1,000社増やすことを目指している。
- 3 インターネット上の広報は、県のSNSやホームページ、各経済団体でも様々な発信をしている。街中のデジタルサイネージでも広報した実績がある。そのほか、インターネットを利用した広告も新しい取組として影響力があると考えており、インターネットを利用したターゲティング広告も選択肢の一つとしてあると思うが、今年の6月に規制を行う法改正がされたようである。そうした状況等も見極めながら、実施については検討していきたい。

山根委員

- 1 「企業の価格転嫁に向けた環境整備」について、パートナーシップ構築宣言は、制度融資や加点措置の申請を行う予定のない企業には、ホワイト企業ということをしてPRできるというメリットしかないのか。

- 2 パートナーシップ構築宣言の登録はどのよう行うのか。
- 3 「観光応援キャンペーンによる観光関連事業者への支援」について、地域観光クーポンはどのようなところで使われる傾向にあるか把握しているのか。

経済対策幹

- 1 パートナーシップ構築宣言は、原材料価格が高騰し企業が苦しい状況に置かれている中で、コストや利益をシェアすることにより互いの共存共栄、Win-Winの関係を築いていこうというものである。そういった意味で、登録自体が企業にもメリットがあると考えている。
- 2 国のウェブサイトから登録できるようになっている。ひな形も用意されており、そこに自社が取り組める内容を記載し、登録できるようになっている

観光課長

- 3 地域では1位は秩父市、2位はホテルの多いさいたま市、3位は川越市である。また、使われ方としては飲食店で一番多く使われている。その他、旅館・ホテルでのお土産の購入や追加の飲食費用などに多く使われている。

山根委員

- 1 パートナーシップ構築宣言について、会社の規模や業種により、メリットの感じ方も様々であると思うが、県独自で優遇メニューを増やすことは検討しないのか。
- 2 地域観光クーポンについて、飲食店等での利用が多いということだが、こうした傾向を今後の事業に、どのように生かしていくのか。

経済対策幹

- 1 強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議に設けた部会において、国と県で議論してきた。その中で、メリットは誘因の一つになるという意見も出ている。国では、先行して補助金の加点があるケースもあり、本県としても検討していきたいと考えている。また、入札参加資格や総合評価方式においても、宣言企業に対してメリットを与えられないか具体的に検討している。

観光課長

- 2 参加店舗が増え地域観光クーポンの利便性が高くなることが観光客の増加につながっていくと考えている。そのため参加店舗の数を増やしていくのが目標である。全国旅行支援を開始した10月11日には2,982店舗であったが、12月12日では6,376店舗であり倍以上に増えている。今回、議案として提出しているが、年明けの事業実施も見据え、地域観光クーポンが利用できる飲食店などを更に増やすようお声掛けをさせていただいている。

石川（忠）委員

- 1 パートナーシップ構築宣言について、価格交渉を誠実に実施することを働き掛けるとあるが、これまで宣言しておきながら誠実に実施していなかった企業はどれくらいあるのか。
- 2 広報は、何を広報するのか。パートナーシップ構築宣言の広報なのか、価格転嫁の必要性について広報するのか、企業名を広報するのか伺う。

- 3 埼玉県独自の取組について今後検討していくとのことだが、以前の戦略会議でも価格転嫁が難しいという意見があった。今回のパートナーシップ構築宣言の取組と合わせて、価格転嫁をスムーズに進めるため埼玉県独自に実施する取組はあるか。

経済対策幹

- 1 パートナーシップ構築宣言を登録しているにもかかわらず、誠実に取り組んでいない企業の具体的な数字は持ち合わせていないが、経済団体との意見交換等で、実態としてそのような事例があるということは認識している。
- 2 パートナーシップ構築宣言の趣旨、登録の働き掛けが中心となるが、国でも下請Gメン等の監督を強化しているところであり、こうした国の取組についても周知していく。
- 3 県独自の取組について、本年4月当初から戦略会議に部会を設けて議論しており、制度融資の優遇措置は既に開始している。今後も、県として何ができるか引き続き議論し、できるものについては速やかに実施していきたいと考えている。

石川（忠）委員

- 1 誠実に取り組んでいない企業数については把握してないとのことだったが、県として、どこの企業で何があったかのかなどについては把握しておくべきではないか。国から情報提供はないのか。
- 2 パートナーシップ構築宣言の制度自体を広報するとのことだが、国のポータルサイトでは宣言した企業の企業名を公表している。内輪で宣言をした企業がどこか見るようなポータルサイトになっているが、本来であれば、下請企業が、どういう企業が宣言しているのか一目見て分かるようにする方が効果が大きいと思う。そうしたことに埼玉県が取り組むのもいいと思うが、どうか。
- 3 今回の補正予算に伴い、県としても独自に何か取り組まなければならないという検討は行ったのか。

経済対策幹

- 1 宣言の誠実な履行について、今回、全ての宣言企業に個別に働き掛けることを考えている。
- 2 宣言した企業の公表について、国のポータルサイトでも都道府県ごとに確認できるようになっており、県内のどの企業が宣言しているか分かるようになっている。しかし、ただ今の御指摘も受け、今回作成するツールのサイトの中で宣言企業について分かりやすく伝えるような仕組みについても検討していきたい。
- 3 県独自の取組について、価格交渉に利用しやすい資料の提供などの取組を通じて、より価格転嫁が進むようにと考えている。そのため、まずは議案の取組についてしっかり実施していこうと考えている。

石川（忠）委員

つまり、今回の補正予算に伴って、県独自の取組は考えなかったということか。検討すべきだったのではないか。

経済対策幹

年度当初、戦略会議や部会で様々な議論を行ってきた。その中で、既定の予算でできる周知等については、取り組んできた。経済団体等12者による価格転嫁の協定について

も、全国初の取組ということで、国の会議で日本商工会議所から周知していただく、関東経済産業局の局長が集まる会議でも取り上げていただくなど、県内のみならず全国に向け気運が高まっていると理解している。そうしたことも踏まえ、今回より一層の広報や価格交渉に必要な資料の提供などを具体化していきたいと考え、検討の上、今回の議案を出させていただいたと御理解いただきたい。

秋山委員

- 1 「企業の価格転嫁に向けた環境整備」について、これらの取組が価格転嫁に対し実効性があるものとなっているか。下請企業は、価格を上げると仕事を失うかもしれないと思っている。そのような思いに伝えられる形になっているか。
- 2 「県内中小企業等の資金繰りへの支援」について、借換え需要の増加とあるが実際のくらの増加を見込んでいるのか。
- 3 債務負担行為の限度額が5億8,000万円増とのことであるが、何年分なのか。
- 4 「観光応援キャンペーンによる観光関連事業者への支援」について、現在、県内でも新規感染者数が増加している局面で事業を実施することに不安がある。事業を中止・延期する判断の指標はどうなっているのか。
- 5 約18億9,000万円の予算が国庫から入るとのことだが、積算根拠はどうなっているのか。

経済対策幹

- 1 価格転嫁は構造的な課題と認識しており、中長期的に取り組んでいかなければいけない課題として戦略会議に部会を設け検討を進めている。この取組をすれば直ちに解決するというものではなく、地道に努力をしていくしかないと考えている。埼玉県四半期経営動向調査でも、事業者からは「同業他社が値上げに慎重なため自社だけの価格交渉は不安」との回答があり、価格を上げてほしいと言ったら取引を打ち切られるのではないかという不安を多くの事業者が抱えていると認識している。まずは、できることをしっかり実施していきたい。現在も気運醸成のキャンペーンに取り組んでいるが、実際に、発注元企業から価格転嫁しなくてよいかという提案があったという好事例もある。こうしたWin-Winの関係が構築できるよう、県としてしっかりと気運醸成に取り組んでいく。

金融課長

- 2 ゼロゼロ融資の3年間の無利子期間の終了は来年5月からであるが、本年9月の伴走支援型経営改善資金の実績は約30億円で前月の約20億円と比較すると1.5倍となっている。9月の実績が多くなっている要因として上半期の締めということもあると考えており、10月及び11月は9月と比べると落ち着いた状況にあるが、9月並みの実績で推移しても対応ができ、また、年度末で1月以降に借換え需要が増えた場合にも対応できるよう、融資枠を当初予算で認めていただいた200億円の倍の400億円とする提案をさせていただいている。
- 3 令和5年度からの10年分を見込んでいる。

観光課長

- 4 本事業は国のスキームの下に行う事業だが、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置になった場合は事業が停止となる。そのほか、感染状況が相当程度悪化した場合には国や

県が停止を判断できる。感染状況については引き続き注視し適切な判断を行っていく。

5 国が積算し都道府県に割り振った予算額である。G o T o トラベル事業や全国旅行支援の実績から各都道府県に割り振った額と聞いている。

秋山委員

感染状況が相当悪化した場合には事業を停止することがあるとのことだが、その判断は国が行うのか、県が行うのか。また、その判断の基準はあるのか。

観光課長

国が判断する場合は国の考えによることになるが、本県の場合は、新規感染者の数だけではなく医療機関の受入れ態勢も含めて総合的に判断していくことになる。現時点では、観光客に感染防止対策を行っていただくことを前提に、事業の実施は可能と考えている。

秋山委員

県では総合的に判断するとのことだが、一定の感染レベルやフェーズで停止するという具体的な基準はないということでしょうか。

産業労働部長

観光応援キャンペーンについて、現在どのレベルになったら停止するかについては確定していない。国の財源を使っている県事業であるため、国の専門家委員会の意見を参考にするほか、県の専門家会議の意見も伺いながら、そのときの状況で適切に対応していく。

荒木委員

- 1 県内中小企業等の資金繰りへの支援について、伴走支援型経営改善資金については、融資枠200億円に対し本年4月から10月末までに約123億円の融資実績があったと聞いている。その中で今回の補正予算での融資枠を200億円拡大するとのことだが、123億円の実績をどう評価するのか。
- 2 疲弊した県内中小企業を1社でも助けるため、こうした融資枠を利用していただく必要がある。需要喚起のための周知を今後どのように考えていくのか。
- 3 伴走支援型経営改善資金の融資利率を0.9%から1.2%に設定しており、この利率は今年8月時点での長期プライムレートに基づいて設定しているとのことであるが、この利率の見直しはどれくらいのスパンで行われるのか。

金融課長

- 1 伴走支援型経営改善資金については、当初予算でお認めいただいた融資枠200億円に対して、11月末現在では781件、138億円の実績があったことから、好評いただいていると考えている。また、ゼロゼロ融資の借換えの需要もかなりあったものと考えている。
- 2 伴走支援型経営改善資金を含めた県制度融資を利用していただく企業に対しては、県のホームページや彩の国だより、商工団体、金融機関の広報誌への掲載、商工団体が主催するセミナーでのチラシ配布のほか、LINEでのPRも行っている。また、県制度融資の利用促進については、企業の直接の窓口となる金融機関や商工団体の果たす役割が非常に大きいと考えている。そのため、商工団体への訪問、金融機関との定期的な意見交換会を開催するとともに、研修会や商工団体主催の制度融資説明会などの機会も活

用し、積極的に働き掛けを行っている。また、11月には金融機関を直接訪問して、この資金の積極的な活用について働き掛けを行ったところである。このような周知等を行ったことなどが、今回の実績につながったものと考えている。今後とも、中小企業や金融機関、商工団体等への一層のPRに努め、利用を促進していきたい。

- 3 制度融資の融資期間5年超10年未満の融資利率は、長期基準金利から利子補給率を差し引いた率としている。長期基準金利は、みずほ銀行発表の2月1日と8月1日の長期プライムレートを参考に、金融機関の資金調達コストなどを総合的に勘案して、金融機関と協議し、2月1日のものを4月1日から適用し、8月1日のものを10月1日から適用している。

荒木委員

今後、経済動向によって長期プライムレートが変動することも想定され、仮に、来年5月以降に企業が負担するゼロゼロ融資の利率の1.4から1.5%と伴走支援型経営改善資金の利率が同等になった場合、本融資を利用する企業にとってどのようなメリットがあるか。

金融課長

返済が厳しい企業については、借換えにより新たな据置期間を設定し元本の返済開始時期を遅らせることができるほか、返済期間を延長することで月々の返済負担を軽減できる。また、この資金を活用することで金融機関による伴走支援を受け、経営改善を図ることができるといったメリットもある。据置期間や返済期間の設定については、返済する中小企業の実情に応じて柔軟かつきめ細かに対応するよう金融機関等に引き続き要請していく。また、長期プライムレートの動向を日頃から注視し、本県中小企業を取り巻く経済環境や、国及び他県の動向などを踏まえて、金融機関と協議するなど、柔軟な対応を検討していく。

【付託議案に対する質疑（企業局関係）】

石川（誠）委員

- 1 今回の補正予算において、工業用水道事業会計と水道用水供給事業会計は、動力費の増額を行うが、いわゆる原油価格・物価高騰の影響は、電気料金だけでなく、様々な価格に影響を及ぼしている。動力費以外にも原油価格・物価高騰の影響を受けるものはあるか。また、今後の見通しについてはどうか。
- 2 水道用水供給事業会計の収益的収支の支出が38億7,534万1千円と大きく増加する。収支の悪化を見ると、水道料金は今後値上げすることを考えているのか。また、値上げするとすればいつ頃を考えているのか。

水道管理課長

- 1 物価高の影響を受けているのは、動力費のほか、薬品費、工事費等である。薬品費は、原材料費の上昇、製造コストや輸送費の上昇の影響を受けている。活性炭は50%程度の増となった。今年度は、台風等の影響が少なく、薬品の使用量が少なかったため、当初予算で対応できる見込みである。工事費では、機器の価格や材料の価格が上昇しており、約10%程度の価格改定を行ったメーカーもあり、工事費は上昇傾向となっている。今年度は、請負差金等を充当することにより、当初予算で対応できる見込みである。なお、大規模な工事については、今後、影響が見込まれた場合には、

工事費の増をお願いする場合がある。御理解をお願いしたい。

水道企画課長

2 令和4年度の水道用水供給事業会計の収支については、委員御指摘のとおり、今回の補正予算により悪化することになる。予算ベースでの税込みで、約34億円の赤字となる見込みである。水道料金については、これまで算定期間を4年間とし、4年ごとに料金の見直しを検討してきた。その結果、令和6年度までは経営努力により61.78円で据え置くことを受水団体に通知しているところである。県営水道の料金については平成11年度以来、23年間値上げをせずに維持してきたが、今後の経営状況の見通しを勘案すると、値上げは必要であると考えている。そのため、11月には県内水道事業体により構成される購入者団体等連絡協議会の役員の事業体と、今後の料金検討の進め方等について意見交換をしている。県営水道の値上げは、受水団体の水道経営に大きな影響を与えると考えているので、値上げの時期については動力費等の高騰にも注視しつつ、受水団体と意見交換をして決定していきたい。

荒木委員

- 1 嵐山花見台工業団地の拡張整備事業について、令和4年度に完成する予定であったが、遅れている。これにより立地企業が立地先を変更するなどの影響はあったか。
- 2 完成が遅延することによる企業への補償などの予算措置はあるのか。

地域整備課長

- 1 この地区は3区画の分譲を計画している。既に3区画とも立地企業が決まっていたが、9月に1社が辞退を申し出た。理由は、資金調達の面で厳しくなったからと聞いている。今後、年明けになると思うが改めて募集を予定している。
- 2 企業へは丁寧に説明を行い、企業からは、引渡しが遅延となってもここで事業を行いたいとの意向を伺っている。よって、補償等は必要ないと考えている。

荒木委員

辞退が出たのは9月ということなので、今回の事業の遅延が原因ではないということか。

地域整備課長

そのとおりである。

石川（忠）委員

嵐山花見台工業団地の拡張整備事業について、分譲価格は変わるのか。当初、1平方メートル当たり25,000円程度で募集しており、総事業費は12億8,600万円であった。当初計画どおりであれば、完売した場合、総事業費を上回る分譲収入となっていたが、補正により総事業費が15億7,600万円になると、分譲価格がそのままだと完売した場合でも、分譲収入は14億5,000万円と赤字になる。この点、どのように考えているのか。

地域整備課長

御指摘のとおり、従前の価格のままだと事業費を賄うことはできない。現在、関越道沿線では東松山インターチェンジから更に一つ先の嵐山小川インターチェンジに注目が集ま

っており民間開発もされているようである。不動産鑑定を行った結果、事業費を賄える金額での分譲が可能であると考えている。

【付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第6号）】

横川委員

議請第6号「家族専従者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める請願」について不採択とすべき立場から発言する。所得税法第56条は、恣意的な所得分割による租税回避を防止する観点から、個人事業者が配偶者や親族に対価を支払った場合には、必要経費に算入しないことを定めるものである。一方、配偶者や親族は経営の重要な担い手であり、その役割が正当に評価されるべきことはいうまでもない。そこで、同法第57条は青色申告の場合には、特例として家族従業員への給与を実額で経費に算入することを認めている。

本請願では、青色申告でなければ、個人事業者は家族の働き分が認められないという税制には、道理がないと主張し、同法第56条の廃止を求めている。しかし、個人事業では、家族従業員への給与が労務の対価なのか、家計的な支払なのか、明確に区分することは困難である。この点、白色申告では簡易な方法による記帳が求められるのに対し、青色申告では正規の簿記による記帳が求められており、帳簿等から家計と事業の分離や給与支払の実態を確認することができる。このことから、配偶者やその家族、この労働が正当に評価されるように、青色申告者に税制上の優遇制度を設けることには合理性があるといえる。また、国内外の動きもあるが、税制改正は、国民生活や経済活動に大きな影響を与えるため、国政の場において様々な視点から幅広い議論と検討がなされるべきと考える。よって、「所得税法第56条は廃止するよう国や政府関係機関へ意見書を上げること」を求める本請願は、不採択とすべきである。

秋山委員

この請願の紹介議員として、賛同、採択を求める立場から意見を申し述べる。小規模企業、家族経営の多くは家族全員の労働によって支えられている。しかし、現在、所得税法第56条により、家族従業員の働き分を必要経費として、国は認めていない。個人事業主が、白色申告の場合、事業主の所得から配偶者は年間860,000円、その他の家族は500,000円が控除されるのみである。これを時給に換算すると、200円から300円程度である。共に働いて得た収入を、働きに応じて受け取るという当たり前の権利が否定されている状態である。家族従業員の人権を認めていないということである。

青色申告にすれば家族従業員の働き分を必要経費にできるという声もある。しかし、税務署長に申し出て、認められなければならない。幾つもの義務が課される上、税務署長の裁量で取り消されることがある。これでは家族一人一人の働き分を認めない、認めたものとは言えない。

そもそも、白色申告、青色申告、法人申告といった申告形態にかかわらず、家族一人一人の働き分は、必要経費と認めるべきである。世界を見ると、アメリカ、イギリス、ドイツフランス、韓国、オランダなどでは、家族従業員の賃金は、経費というのが当たり前となっている。国連女性差別撤廃委員会は、2016年、所得税法第56条が、家族従業員女性の経済的自立を妨げていることを懸念し、所得税法の見直しを日本政府に勧告してい

る。これが世界の流れである。そして、日本でもこの流れが広がっている。現在、全国560を超える自治体から、同法第56条の廃止を求める意見書が国会に提出をされている。委員各位におかれては、埼玉県議会として、この流れを大きく広げていく力となるために、是非請願に賛同採択いただけるようお願い申し上げて、意見とする。

平松委員

議請第6号「家族専従者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める請願」について不採択とすべきとの立場から意見を申し上げます。本請願には、働き分の報酬が認められ、個人としての人格が尊重されることは当然の権利とあり、私たちも同様の認識を持っている。家族専従者は、重要な経営の担い手であるからこそ、所得税法第57条で、事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例を認めているのである。申告方法の選択によって、納税者を差別しているとあるが、そもそも白色申告は、税制上のメリットが余りない代わりに、青色申告と比べて簡易な方法で帳簿を作成し、その記帳に基づいて所得税あるいは法人税を計算して申告するものである。現在、経営形態、働き方も多様化している中で、同法第56条の廃止の是非といった点にフォーカスするだけでなく、社会情勢を背景に、幅広い議論を経て、制度全体の見直しが必要であると考えます。よって本請願については、不採択とすべきである。